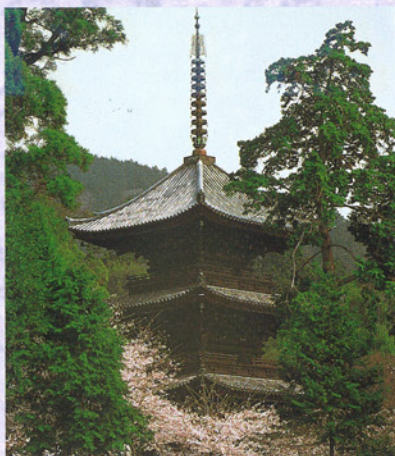


未来永劫安住の地

三井寺霊園



総本山三井寺



古刹 三井寺に
未来永劫、安住の地。

ご先祖の霊を偲ぶにふさわしい、
身も心も洗われるような浄刹、
滋賀大津 三井寺霊園。

静寂な自然に包まれたなか、安らかに

故人と心の対話のできる清浄の地。

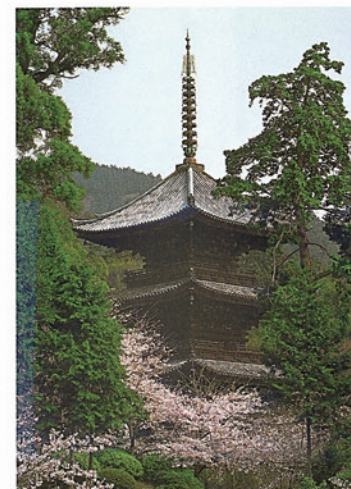
一千三百有余年の伝統と歴史を持つ三井寺は、
ご先祖様の御霊を、過去そして未来へと
永代に亘り供養できる安住の地です。



豊かな文化財と
緑あふれる自然に
包まれた境内。



金堂(国宝)



三重塔(重要文化財)



仁王門(重要文化財)



西国第十四番札所・観音堂



閑伽井屋(三井霊泉・重要文化財)



一切経蔵(重要文化財)



三井晩鐘(重要文化財)



弁慶の引き摺り鐘(重要文化財)

総本山 三井寺(園城寺)

天台寺門宗の総本山・三井寺は、一千三百有余年前に草創された古刹で、中古より日本四箇大寺のひとつに数えられています。

正式には園城寺といい、境内に天智天皇、天武天皇、持統天皇の三帝が御産湯に用いられた「御井(三井)霊泉」があることから「三井寺」の名で親しまれています。

近江八景 三井の晩鐘

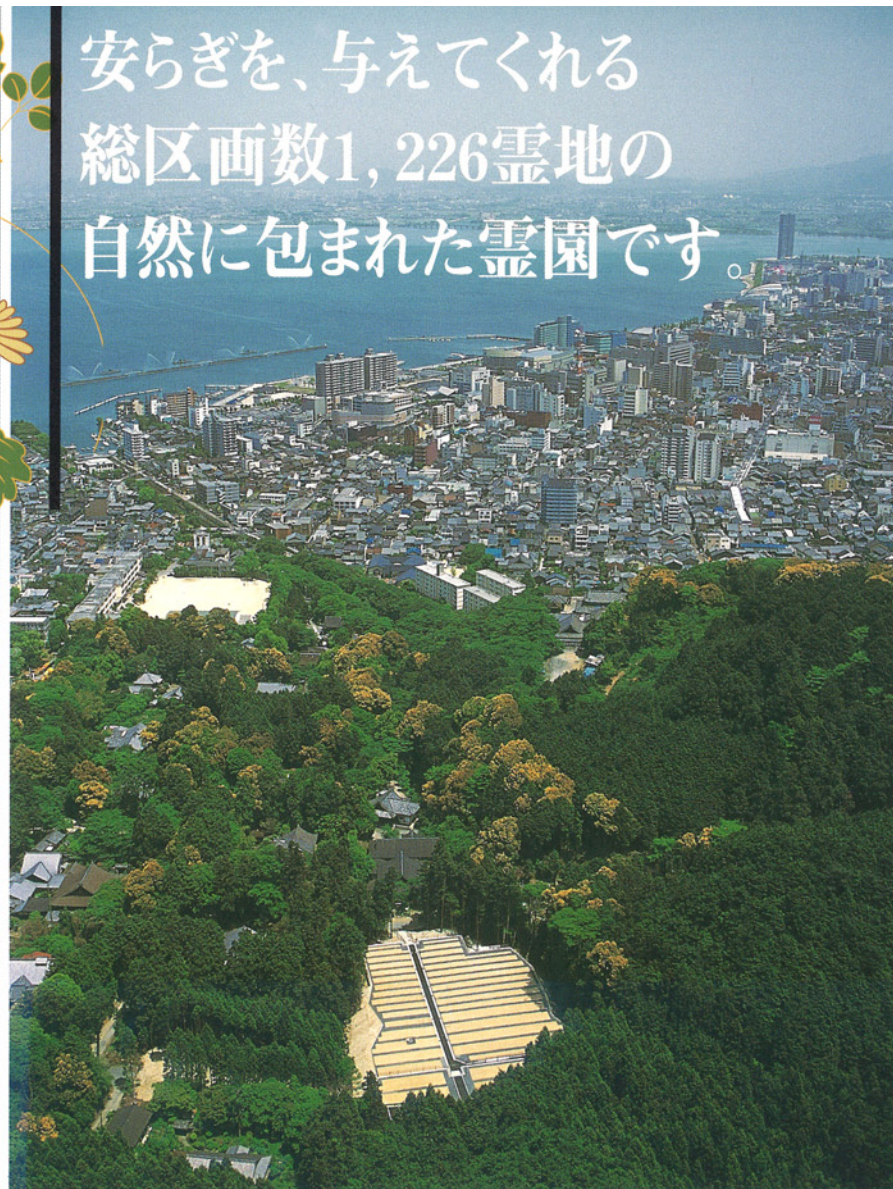
いにしえよりの景勝の地・近江八景「三井の晩鐘」で知られています。この梵鐘は、日本三名鐘のひとつに数えられ、その荘厳な音色はつとに有名で、「日本に残したい音風景百選」にも選ばれています。

西国第十四番札所 観音堂

琵琶湖を眼下に眺望する観音堂は、西国三十三所観音霊場の第十四番札所となっています。堂内は香煙たちこめ多くの巡礼の人々で賑わいをみせています。



安らぎを、与えてくれる
総区画数1,226霊地の
自然に包まれた霊園です。



三井寺霊園上空より琵琶湖を望む(平成13年5月17日撮影)



三井寺境内・霊園ご案内図



三井寺霊園 Q&A

〈手続き編〉

Q：5年後の管理料・護持会費の入金はどうすれば良いのですか？

A：お参りの際に霊園事務所へお届け頂くか、園城寺事務所へ納入して下さい。その際は1年分でも5年分でもご都合に合わせてお支払い下さい。

Q：申し込んだ墓地は私の所有になるのですか？

A：お支払い頂いたお金は「永代使用料」といって、墓地を永代にわたって使用する権利を得る為の費用で墓地を所有することではありません。永代にわたって使用する権利なので、名義人の継承はお子様やお孫様、ご親族様へと継承が可能です。

Q：私が死んだ後の霊園の使用権の継承の手続きはどうすれば良いのですか？

A：名義変更の申請用紙が霊園事務所、園城寺事務所、または指定石材店にありますので、必要事項を記入捺印の上、使用許可証・参詣証（通行手形）と共に園城寺事務所に御申請下さい。

Q：管理料を払っていればお墓の掃除もしてもらえるのですか？

A：管理料というのは霊園全体の管理、例えば管理事務所の維持費・人件費・霊園全体の整備・植木の手入れ等を行うための費用です。各自のお墓の掃除は各々で清掃しなくてはなりません。

Q：私の家では他所へ嫁いだ娘しかいません。将来無縁になると思うのですが、何か方法がありますか？

A：墓地の維持管理は各々の責任で行うのが原則です。最初から無縁になるつもりでのお申し込みはお受け出来かねます。出来る限りご家族・ご親族で継承して頂く様お努め下さい。但し、将来、結果的に無縁になられた場合でも、観音堂で永代にわたり供養致しますので供養のご心配はいりません。ご安心下さい。しかし、墓碑の破損等で撤去の必要が発生したときは、合祀塔への改葬を行うこととなりますのでご了承下さい。

〈法要関係編〉

Q：開眼法要・納骨法要を三井寺さんでお願いしたいのですが？

A：法要のお申し込みは原則的には3週間前までに日程の調整をお願いしています。法要料は5万円、他に位牌代2万円が必要です。お墓へのお供えは各自でご用意下さい。

Q：年忌法要をお願いしたいのですが？

A：はい、お受け致します。観音堂にて法要を行います。が日程の調整も必要な場合がありますので、ご希望の日が決まっておりますら早めにお申し込み下さい。費用は5万円以上となっております。法要料の他に塔婆料1万円が必要です。花やお供え物はご持参して頂いても結構ですが、ご希望により実費にて手配致します。

Q：願い寺にお願いして納骨法要を行います。どんな手続きが必要ですか？

A：納骨法要届を提出してもらう必要があります。用紙は霊園事務所・指定石材店・園城寺事務所に用意しています。法要の際は当山の僧侶も立ち会います。また、納骨の際は市役所で発行されている埋葬許可書を提出して頂く必要があります。当日忘れずにご持参下さい。

Q：年忌の墓地回向を願い寺にお願いしようと思います。霊園には何か届けが必要ですか？

A：納骨時の様な届け出は不要ですが、御来園になる日時とお寺さんの名前を事前にお知らせ頂き了解を得て頂く必要があります。お電話で結構ですので事前にご一報下さい。



三井寺霊園規則

●目的・適用

第一条 本規則は、宗教法人園城寺（以下、三井寺という）の設置する三井寺霊園（以下、墓地という）の管理及び使用が、適正に行われることを目的として制定され、墓地の管理・使用は、本規則の定めるところによるものとする。

●管理者

第二条 墓地の管理者は、三井寺の代表役員（住職）とする。

●管理者の権限

第三条 管理者は本規則に定めるところに従って墓地を管理し、本規則の細則を定めることができる。

●墓地の使用の承認

第四条 墓地の使用は、三井寺の信徒及び仏教徒で宗旨宗派は問わない。

二、墓地を使用しようとする者は、別に定める「墓地使用申込書」をもって管理者に申し込むものとし、管理者が許可し、墓籍簿に登録したときをもって墓地使用者となるものとする。

●墓碑等の設置基準

第五条 墓碑及びこれに類する施設の高さは、二メートル以内を原則とする。また、一般常識を逸脱した形および色彩の工作物等は設けないこと。

●墓地使用者の義務

第六条 墓地使用者は、下記の各号に定める所に従って、墓地を使用するものとする。

1. 墓地に埋葬しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく埋葬許可証を提出し、管理者の許可を受けるものとする。
2. 墓地使用者は、管理者の指定した区画を使用し、その区画を自己の費用で他人の区画と区分し、墓碑その他の工作物を設置し、その保全にあたるものとする。
3. 墓地上の工作物については、その設置前に管理者の承認を受けるものとする。その変更、改造、移転についても同様とする。墓地上の樹木の植栽についても管理者の事前の承認を受けるものとする。
4. 墓地使用者は、別に定めるところにより管理費を管理者に納入するものとする。
5. 墓地使用者は、墓籍簿に登録と同時に三井寺護持会会員となるとともに、別に定めるところにより、護持会費を管理者に納入するものとする。
6. 墓地使用者は、管理者の許可無く他宗派の典礼（法要儀式）を行うことは出来ない。
7. 改葬、その他の事由により、墓地の全部又は一部を使用しないようになったときは、無償で返還するものとする。

●違反行為による使用の取消

第七条 墓地使用者が下記のひとつに該当するときは、管理者はなんらの催告を要せず、墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことができる。

1. 三井寺の典礼、法要、儀式、および慣行を無視し、または妨げたとき。

2. 境内または墓地内で、管理者の許可無く他宗教、他宗派の典礼、法要、儀式、その他の行為を行ったとき。

3. 第八条二項に違反したとき。

4. 墓地使用者に下記のひとつに該当する事由のあるときは、管理者は相当の期間内に改善することを命ずるものとする。この場合において、墓地使用者が管理者の命令に従わないときは、管理者は墓地使用者に対し、その使用許可を取り消すことができる。

1. 使用墓地を墓地以外の目的に使用すること。
2. 正当の事由無く五年以上墓地に参詣しないとき。
3. 二年分以上の墓地管理費及び護持会費の納入を怠ること。
4. 墓地上の墓碑その他の工作物が、倒壊、破損その他修繕を要する状態であるとき。
5. 墓地永代使用を許可された月より二ヶ年以内に建塔碑しないとき。

●墓地使用の承継

第八条 墓地使用者が死亡したときは、祖先の祭祀を主催すべき者がその地位を継承するものとする。これに関する手続きについては、別に定めるところによるものとする。

二、墓地使用者は、墓地使用権を第三者に譲渡または転貸することはできない。

三、墓地使用者が墓地使用者の地位をその親族に承継せしめる必要が生じたときは、その事由を付し管理者の承認を求めるものとする。

●管理権に基づく措置

第九条 墓地管理者が、墓地につき公用収用の必要のため、または墓地の整備その他の必要のため墓地使用者に対し墓地の改葬を求めたときは、墓地使用者はその求めを拒んではならない。

二、本規則第七条により墓地使用許可が取り消されたときは、墓地使用者はただちに墓地上の墓碑その他の工作物を撤去し、墓地を管理者に返納するものとする。

三、墓地使用者が墓地使用許可の取消後二年以内に前項の手続きを完了しないときは、管理者は別に定める改葬の手続きをとることができるものとする。

●書式

第十条 本規則第四条二項の墓地使用申込書の様式は、別に定める。

二、同項の墓籍簿の様式は、別に定める。

三、同第八条の墓地継承に関する手続きは、管理者の定めるところによる。

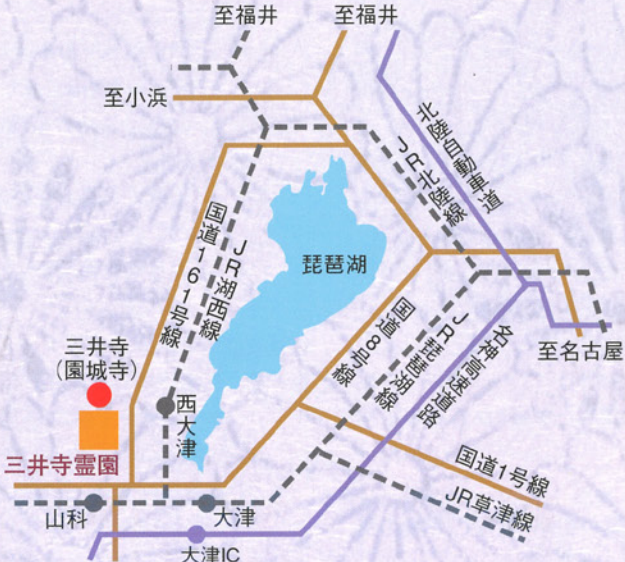
四、同第九条主項の改葬に関する手続きについては、法令、慣行に基づき、管理者が定めるところによる。

●付則

第十一条 本規則の改正にあたっては、三井寺責任役員会議で決定し、護持会会報に相当する当山機関誌に公告をおこなうものとする。

第十二条 本規則の施行は、平成13年6月1日とする。

交通のご案内



■鉄道でお越しの場合

- JR琵琶湖線／大津駅下車・京阪バス三井寺下車
- JR湖西線／西大津駅下車・京阪バス三井寺下車
- 京阪電車／京阪石坂線三井寺駅下車・徒歩10分

■お車でお越しの場合

- 名神高速道路／大津I.Cより湖岸道路經由約10分
京都東I.Cより湖西道路經由約20分

※お身体の不自由な方にも安心してお参りして
いただけるバリアフリー設計です。

お問い合わせは

三井寺靈園事務所

〒520-0036 滋賀県大津市園城寺町246

総本山三井寺事務所内

代表TEL(077)522-2238

現地事務所TEL(077)522-5940